

東北大学附属図書館医学分館利用規則

制定	平成	6年	10月	4日
改正	平成	13年	1月	15日
	平成	15年	10月	6日
	平成	16年	1月	14日
	平成	17年	5月	26日
	平成	22年	6月	28日
	平成	23年	4月	1日
	平成	24年	7月	9日
	平成	25年	1月	31日
	平成	28年	6月	28日
	平成	29年	7月	6日
	令和	3年	7月	1日

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 館内利用（第6条－第9条）
- 第3章 館外貸出（第10条－第19条）
- 第4章 文献複写（第20条－第23条）
- 第5章 学内相互利用（第24条・第25条）
- 第6章 図書館間相互利用（第26条・第27条）
- 第7章 参考調査（第28条・第29条）
- 第8章 雑則（第30条－第33条）
- 第9章 補則（第34条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 東北大学附属図書館医学分館（以下「分館」という。）の利用については、別に定めるものを除き、この規則に定めるところによる。

（利用者の範囲）

第2条 分館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）東北大学（以下「本学」という。）の役員及び職員
- （2）本学の名誉教授及び研究員、研修員、非常勤講師等
- （3）本学の学生（研究生、科目等履修生等を含む。）
- （4）良陵同窓会会員
- （5）分館の利用を申し出た学外者

（開館時間）

第3条 開館時間は、平日午前9時から午後8時までとする。

- 2 前項の規定に関わらず、分館長が必要と認めたときは、これを変更することがある。
- 3 閉館時及び休館時の利用については、別に定める。

(休館日)

第4条 分館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (4) 計画的年次有給休暇付与に関する協定書に定めた日
- (5) その他分館長が必要と認めた日

(利用証・利用手続き)

第5条 第2条第1号から第3号に掲げる者のうち、本学から職員証、学生証若しくは名誉教授の証の発行を受けた者は、当該カードを図書館利用証（以下「利用証」という。）とする。ただし、星陵地区の部局に所属し、当該カードが発行されない者には、利用証を発行する。

- 2 第2条第4号に掲げる者のうち、良陵同窓会会員証を所持する者は、当該カードで入館できるものとする。
- 3 一時利用の学外者及び、利用証等を携帯していない者は、その都度所定の手続きにより利用を申請するものとする。
- 4 利用証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 第1項から第2項に該当する利用者は、分館職員から利用証の提示を求められたときには、これに応じなければならない。

第2章 館内利用

(館内閲覧)

第6条 図書館資料（以下「図書」という。）の閲覧を希望する者は、開架書架を自由に検索し閲覧することができる。

- 2 閲覧図書の汚損等の事故があったときは、直ちにその旨を分館職員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(閲覧の制限)

第7条 次の各号に掲げる場合においては、閲覧を制限することがある。

- (1) 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分の場合
- (2) 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間
- (3) 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損が生じる恐れがある場合又は図書が現に使用されている場合

(特殊資料の利用)

第8条 貴重書等、特殊資料の利用については、別に定める。

(館内施設の利用)

第9条 グループ学習室の利用については、別に定める。

第3章 館外貸出

(貸出を受けることのできる者)

第10条 図書の館外貸出(以下「貸出」という。)を受けることのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第2条各号に掲げる者
- (2) その他分館長が特に認めた者

(貸出をしない図書)

第11条 次の各号に掲げる図書は、貸出を行わない。

- (1) 貴重書
 - (2) 史料
 - (3) 索引・抄録及び目録類
 - (4) 辞書、辞典、便覧、数表、人名録、地図等の参考図書
 - (5) 当該年度の未製本雑誌
 - (6) 分館の業務上必要な図書
 - (7) その他分館長が貸出を不相当と認めた図書
- 2 前項の規定にかかわらず、分館長が特に許可した図書については、期間を定めて貸出を行うことがある。

(貸出の冊数、期間等)

第12条 図書の貸出の冊数及び期間は、別に定める。

- 2 分館長が必要と認めるときは、貸出図書の返却を求めることがある。
- 3 分館長が許可するときには、貸出の冊数、期間等を変更することがある。
- 4 貸出の予約がないときは、貸出期間の更新を許可することがある。

(貸出の手続)

第13条 図書の貸出を受けようとする者は、所定の方法により、貸出を申し込まなければならない。

(貸出の予約)

第14条 他に貸し出されている図書の貸出を受けようとするときは、予約することができる。

(貸出を受けた者の責任)

第15条 貸出を受けた者は、図書を分館に返却するまで責任を負うものとする。

- 2 貸出図書は、他の者に転貸してはならない。
- 3 貸出図書の亡失、汚損等の事故があったときは、直ちにその旨を分館職員に届け出て、その

指示に従わなければならない。

(貸出図書の返却)

第16条 貸出を受けた者は、貸出図書を期間内に必ず返却しなければならない。

- 2 貸出を受ける資格を失った者は、直ちに貸出図書を返却しなければならない。
- 3 分館長が必要と認める場合は、貸出期間中であっても図書の返却を求めることがある。

(貸出停止)

第17条 貸出図書を期間内に返却しない者には、次の各号に掲げる貸出制限を行う。

- (1) 貸出図書の返却を延滞している者は、貸出の冊数が限度内であっても、新たな貸出を受けることができない。
 - (2) 貸出期間を越えて返却したときは、延滞日数と同一の期間について貸出を停止することがある。
- 2 前項の規定にかかわらず、分館長が考慮すべき理由があると認めるときは、貸出停止期間を変更することがある。

(特別長期貸出)

第18条 星陵地区の部局の分野等の図書の責任者（以下「使用責任者」という。）は、所定の手続きにより特別長期貸出を受けることができる。

- 2 特別長期貸出により利用することのできる図書は、前項の分野等が購入及び受贈したものとす。

(特別長期貸出図書の利用の特例)

第19条 特別長期貸出中の図書について、他の利用者から閲覧又は貸出の希望がある場合は、使用責任者は、支障がない限り、これに応じるものとする。

第4章 文献複写

(複写依頼)

第20条 教育又は研究のため分館所蔵図書の複写を希望するものは、複写を依頼することができる。

(依頼手続)

第21条 文献複写の依頼手続及び料金については、「東北大学附属図書館文献複写等内規」の定めるところによる。

(複写機の利用、撮影)

第22条 館内備え付けの複写機器又は持参した撮影機器を用いて、自ら複写又は撮影を希望する者は、あらかじめ分館長に申請しなければならない。

(複写を認めない図書)

第23条 第19条及び前条の規定にかかわらず、著作権法（昭和45年法律第48号）に抵触する図書の複写・撮影その他分館長が不適当と認めた図書の複写・撮影の申込みには応じない。

第5章 学内相互利用

(他部局所在図書の利用)

第24条 第2条第1号から第3号までに掲げる者は、星陵地区部局以外の学内の他の部局に所在する図書を利用しようとするときは、所定の手続きにより行うものとする。

(学内文献複写)

第25条 学内他部局所在図書の複写については、「東北大学図書館(室)間における文献複写サービス実施に関する申合せ」によるものとする。

第6章 図書館間相互利用

(学外図書館の利用)

第26条 星陵地区部局に所属する者は、学外の機関に所在する図書の閲覧、貸出し、複写等の利用をしようとするときは、所定の手続きにより分館にこれを依頼することができる。

2 前項の利用に要する経費は、依頼者の負担とする。

(学外図書館への貸出)

第27条 次に掲げる場合で、分館長が必要と認めたときは、支障のない範囲内で所定の手続きにより、所蔵資料の貸出を行う。

(1) 他大学等の図書館から依頼があったとき

(2) 公的機関等から文化的な展示会等の開催に必要な資料の依頼があったとき

第7章 参考調査

(参考調査の申込)

第28条 利用者は、教育又は研究のため文献等に関する参考調査を申し込むことができる。

(参考調査の範囲)

第29条 参考調査の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学術文献の書誌・所在情報に関する調査

(2) 特定事項に関する調査又は参考文献の紹介

(3) 本学及び他の大学の図書館並びに研究機関等の施設に関する利用情報の提供

2 前項の規定にかかわらず、特に経費又は時間を要し、他の業務に支障を及ぼすおそれのある調査及び分館長が回答することを不相当と認めるものは、参考調査の依頼に応じない。

第8章 雑則

(規律)

第30条 利用者は館内において利用上の注意事項を遵守するとともに、分館職員の指示に従わなければならない。

(利用の停止)

第31条 分館長は、分館の規則に違反した者に対し、利用停止、又は一定の期間の入館禁止若しくは退館を命ずることができる。

2 前項の措置については、別に定める。

(個人情報漏えいの防止のための措置)

第32条 図書のうち公文書管理法第2条第4項第3号に規定する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用資料に該当するものに個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。)が記録されている場合には当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。

(1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限

(2) 当該資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第3条第2項に規定する不正アクセスをいう。)を防止するために必要な措置

(3) 職員に対する教育・研修の実施

(4) その他必要な措置

(目録及び規則の公示)

第33条 図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及びこの規則を閲覧室内に常時備え付けるものとする。

第9章 補則

(その他)

第34条 この規則に定めるもののほか、分館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成6年10月4日から施行する。

2 東北大学附属図書館医学分館利用規則(昭和39年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成13年1月15日改正)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年10月6日改正)

この規則は、平成15年10月6日から施行する。

附 則(平成16年1月14日改正)

この規則は、平成16年1月14日から施行する。

附 則(平成17年5月26日改正)

この規則は、平成17年5月26日から施行する。

附 則(平成22年6月28日改正)

この規則は、平成22年6月28日から施行する。

附 則（平成23年4月1日改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日改正）

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年1月31日改正）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成28年6月28日改正）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年7月6日改正）

この規則は、平成29年7月6日から施行する。

附 則（令和3年7月1日改正）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。